

賛助会
技術講座

総合防犯設備士からのご案内



(株)オーシマ 取締役会長 大島 剛

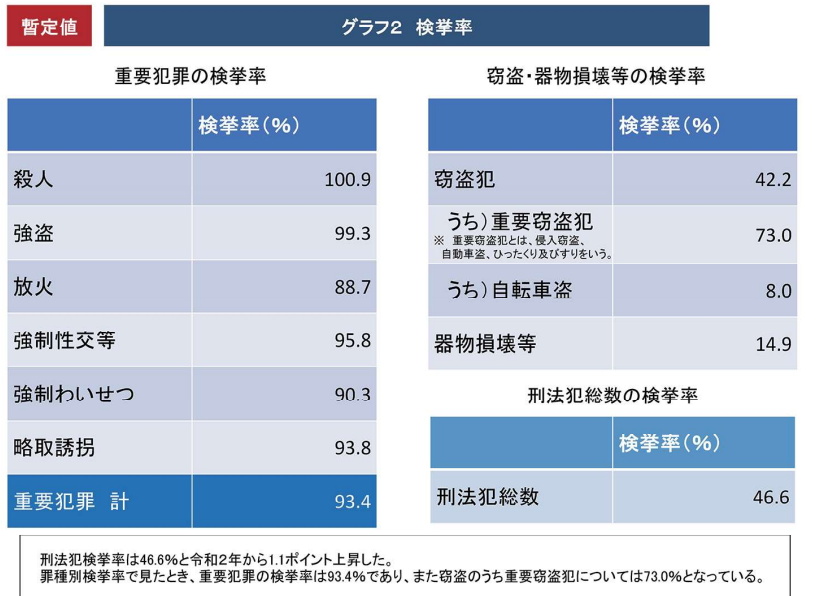
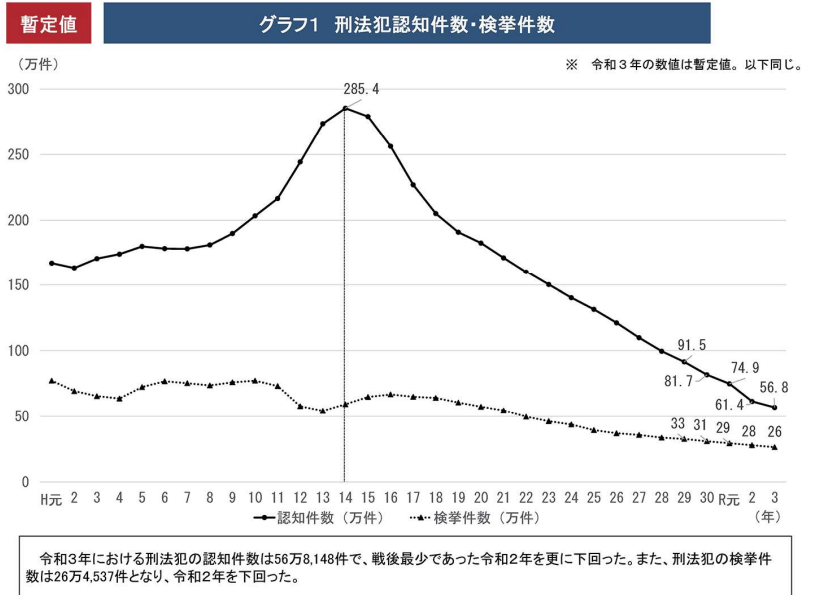
私は千葉県で防犯設備の設計施工販売会社の創業者であり、総合防犯設備士の大島剛と申します。本日は御協会会員の皆様が建築設計監理を行う時に、防犯的視点をどう捉えたら良いか、ご参考にして頂ける執筆となれば大変幸いです。

今年も前年令和3年版の警察白書が公表されており、グラフ1のとおり刑法犯の認知件数(犯罪の発生が認知された件数)などの犯罪情勢を知る事ができます。

それによりますと平成14年が285.4万件であり戦後最多となり、警察は翌平成15年を治安回復元年と定め、以後官民挙げて防犯に取り組んで来た事により、令和3年まで18年間毎年前年より減少し、何と令和3年は56.8万件になっております。その理由はグラフ2のとおり警察が検挙率上げる努力をした事、各地で地域住民が防犯パトロール隊を編成し、自発的に見回りをして来た事なども裏付けとなります。

またハード面では下記の新たな取り組みが効果を奏しました。

- (1) 防犯性能の高い建物部品の普及促進
- (2) 自治体からの補助金事業の一環として街頭防犯カメラ設置の普及促進
- (3) 総合防犯設備士、防犯設備士を登用して防犯診断や防犯講座を実施
- (4) 防犯優良マンション、防犯優良駐車場認定制度の構築



それではこの4項目について解説させていただきます。

(1) 防犯性能の高い建物部品

平成16年10月、当時ピッキングの工具を使った侵入窃盗などが激増していた事もあり、警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連5団体(板硝子協会、日本ウィンドウ・フィルム工業会、日本サッシ協会、日本シャッター・ドア協会、日本ロック工業会)が官民合同会議を開催し、侵入犯罪に強い防犯建物部品の開発・普及活動を開始しました。

犯罪者の7割が侵入に5分以上時間が掛かったら諦めると答えたことで、人為的破壊行為による侵入手口に対してその各商品試験により、抵抗時間が5分以上掛かった事が確認されたものが、共通標準としてのCPマークが表示されており、警察庁のホームページでも公表されております。



(2)自治体からの補助金事業の一環としての街頭防犯カメラの設置

およそ10年位前からひったくりやストーカー、自動車の窃盗などが増加し、大阪府が街頭防犯カメラを多数設置した事により、この種の犯罪が大きく減少した事に伴い、本県も設備設置工事代金及び設置後の保守点検代金を実施した自治体に半額補助する制度が作られた事、県や各市町村庁自らの入札などでも今日まで相当数設置され、犯罪の減少や犯人捜査に成果を上げて来ました。



防犯カメラ設備機器は録画映像の画質や解像度が向上しているだけでなく、現在は多数設置されている事により、警察から映像開示の要請も頻繁で、自治体の担当官がかなり忙しくなっている事もあり、また自治会の管理者の人達も高齢化が進み、取扱いが面倒になって来ている事もあり、システムはこれからインターネットを介して録画映像は外部クラウドサーバーに蓄積させ、必要に応じて保守会社に抽出してもらうような方向に、個人住宅の一般防犯カメラまでもなりつつあるかも知れません。

(3)総合防犯設備士、防犯設備士

警察庁所管(公社)日本防犯設備協会が実施している資格取得制度であり、防犯設備士は平成4年から始まり、防犯警報設備の設計・施工維持管理に関する業務ができるとし、全国に30,000人以上(本県は1,814人)の取得者が

おります。また総合防犯設備士は平成14年から始まり、防犯警報設備はもとより、総合的な防犯設備に関する業務や防犯設備士の指導、育成に関する業務、警察等関連先との連携に関する業務を行なう事ができ、全国に400人以上(本県は26人)おります。

平成14年頃から平成24年頃までは県内各地で自治体や自治会、防犯協会からの要請で、土日祝日、夜間に防犯講座や防犯診断を担当致しましたが、刑法犯の認知件数が大きく減少して来た最近ではその要請も大変少なくなっております。実際に被害に遭われた方や不審者が来て不安になった方からの防犯対策のご相談は引き続き頂いております。

(4)防犯優良マンション認定制度

外部からの侵入をしにくくするための設備(証明・オートロック・防犯カメラの設置等)について審査基準を設け、一定の審査基準をクリアしたマンション・アパートを「防犯優良マンション・アパート」として(一社)千葉県防犯設備協会が審査し、(公社)千葉県防犯協会が認定する制度で、平成20年から始まり、現在では戸建て住宅や駐車場にまで範囲が広がっております。詳細は両協会のホームページからご確認頂けます。

冒頭のグラフのとおり、刑法犯全体の認知件数は大きく減少されて来ましたが、近年は特殊詐欺、サイバー犯罪、SNSに起因する事犯の児童の被害、ストーカー事案、DVによる暴力事案などの新しい犯罪の増加が由々しき事態となっており、当該犯罪の防犯対策の強化にも取組まねばならなくなっております。

